平成２２年（フ）第２７号
島根県益田市安富町1574番地２
債務者　竹内　　洋
1　決定年月日時　平成22年５月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月27日午後１時15分
松江地方裁判所益田支部

平成２２年（フ）第３０号
島根県益田市中須町204番地１
債務者　福原　秀美
1　決定年月日時　平成22年５月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月27日午後１時15分
松江地方裁判所益田支部

平成２２年（フ）第８５０５号
千葉県千葉市稲毛区小仲台２丁目１－１－205
債務者　松尾　智子（旧姓椛澤）
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月27日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８５１５号
埼玉県狭山市祇園15―31―201
債務者　今泉華都子
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月27日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８６０１号
東京都練馬区南大泉１丁目24―11―101
債務者　山中　紀子（旧姓山舘）
1　決定年月日時　平成22年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月27日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３号
熊本県阿蘇市内牧2052番地２
債務者　伊藤美智枝
1　決定年月日時　平成22年５月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月27日午前10時30分
熊本地方裁判所阿蘇支部

平成２２年（フ）第５６８号
東京都多摩市永山４丁目３番地４―506
債務者　奥村　　良
1　決定年月日時　平成22年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月28日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第５３４号
東京都八王子市松木51番地15グランデヒルズA101号
債務者　安部　神司
1　決定年月日時　平成22年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月５日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第５７２号
東京都足立区伊興本町２丁目５番６号渡辺コーポ203
債務者　谷地　貴広
1　決定年月日時　平成22年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月５日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第５９１号
東京都三鷹市中原３丁目11番２号ウエストハイツ102
債務者　戸倉　善貴
1　決定年月日時　平成22年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月５日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第４６号
石川県能美市佐野町イ11番地１、従前の住所石川県加賀市片山津温泉シ３番地の13
債務者　蔦　　友章（旧姓廣瀬）
1　決定年月日時　平成22年５月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月５日午後２時
金沢地方裁判所小松支部

平成２２年（フ）第５８３号
東京都日野市程久保８丁目11番地の12ヒルサイドメゾン高幡101
債務者　小松　愛子
1　決定年月日時　平成22年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月６日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第２３２号
静岡県浜松市東区笠井町332番地の６
債務者　小松　朝子
1　決定年月日時　平成22年５月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月６日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第３５２号
川崎市幸区中幸町１丁目31番地　クリエール幸203
債務者　井上　　茂
1　決定年月日時　平成22年５月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月17日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第９０号
北海道帯広市西12条北３丁目１番地62　ウエスト12Ｂ103
債務者　近藤　珠美（旧姓安部）
1　決定年月日時　平成22年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月26日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係